

# 芽室町公共施設照明設備 LED 化工事 仕様書

## 1 業務目的

公共施設の消費電力削減とそれに伴う温室効果ガス排出量削減を図り、電力需要の抑制に経費節減を図ることを目的として、芽室町内の対象となる公共施設の既存照明を LED 照明に交換する工事を実施するもの。

## 2 概要

### (1)履行場所

町内30施設 ※対象となる施設は別紙のとおり

### (2)工事内容

対象公共施設の照明における LED 照明へのランプ交換工事(一部器具交換工事)及び交換した照明・器具の保守(5年間)

### (3)契約期間

契約開始の日から令和11年3月31日

## 3 照明器具(物品)仕様

### (1)共通

- ①LED 照明への交換方式は既設器具活用によるランプ交換とし、必要に応じて一部器具交換とする。
- ②LED 照明及び照明器具は、いずれもすべて新品を使用すること。
- ③直管ランプ、電球、照明器具等、使用するすべての LED 照明は、JIL5004「公共施設照明器具」の「ベースライト型」「ダウンライト型」「高天井型」すべてに登録対応機種を持つメーカーの製品とすること。
- ④光源(LED)寿命は、40,000時間以上の製品であること。
- ⑤調達する LED 照明及び証明器具は、国が定める「グリーン購入法(環境物品等の調達の推進等に関する法律)」の判断基準に適合する製品を選定すること。また、製造過程における環境負荷の低減に努めているメーカーの製品であることを原則とする。

### (2)直管型 LED ランプ

- ①G13 口金を持つランプとし、既設器具を活用すること
- ②ランプに電源を内蔵した製品であること
- ③安定器をバイパスし、直接ソケットに給電するよう施工し、LED ランプ取り替えること。  
また、正常かつ安全に使用するために必要な調整・工事をする事。
- ④既設安定器のバイパス(切り離し)を必要としない直管型 LED ランプは不可とする。

### (3)高天井用照明

- ①光源(LED)寿命は、60,000時間以上(光束維持率85%以上)の製品とすること。
- ②電源内蔵型であること。

## 4 工事仕様

### (1)着工前

- ①作業方法について、現地調査の上、施工計画(実施工程表、作業体制表等)を提出し、発注者の承諾を得ること。
- ②現地調査で仕様書と異なる場合は、発注者と協議すること。
- ③停電を要する作業が発生する場合、影響範囲・停電日時を示した計画書を発注者に提出し、承諾を得ること。

### (2)設置工事

- ①設置作業において発生する軽微な工事、補修等については本契約の作業範囲として実施すること。
- ②作業に当たっては、必要な養生を行いながら行うこと。
- ③作業においては、安全管理について発注者と打ち合わせを行い、十分な安全対策を行い、施設運営上支障が起きないようにすること。
- ④設置における安全性の確認は、一般社団法人日本照明工業会発行「蛍光灯器具に取り付けできる直管 LED ランプの使用・照明器具改造に関する注意点」に準じて施工すること。

### (3)廃棄物処理

- ①受注者は、既設照明器具の撤去に伴い発生する廃棄物について、関係法令(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等を遵守し、適正に処理すること。
- ②撤去した照明器具(蛍光管含む)の搬出・処分は、すべて受注者の責任と費用負担において行うこと。

### (4)PCB 含有安定器の確認及び対応

- ①受注者は、既設対象設備において PCB(ポリ塩化ビフェニール)含有の疑いがある、または含有が判明した場合には、直ちに発注者へ報告し、その後の取扱いについて協議すること。
- ②PCB 含有安定期と判明した場合には、関係法令に基づき、発注者が別途指示する方法にて適切に撤去・保管すること。なお、当該作業に伴う特別な処分費用や工期延長については発注者と受注者で別途協議のうえ決定するものと

## 5 物品の保守等

保守期間中、物品が正常に点灯するよう維持管理を行うものとし、機器の不具合による物品の取り替え、修理等(交換作業費を含む)に要する費用は、受注者の負担とする。

消灯その他不具合(以下「消灯等」という。)が発生した場合は、迅速かつ適切に物品の取り替え、修理等を行うものとし、消灯等の原因が落雷等、機器の不具合によらない場合は、発注者は受注者が付保する動産総合保険の範囲内で支払いを免れるものとする。

ただし、動産総合保険の付保範囲外の費用負担については、別途協議するものとする。

## 6 提出書類

契約の履行に当たり提出する書類は、次のとおりとする。

書類内容	提出期間等
施工計画表	施工前
実施工程表	施工前
緊急連絡先名簿	施工前
完成図書(図面・写真等)	施工後
産廃マニフェスト	施工後
その他必要と認める書類	随時

## 7 その他

(1)保守期間の開始は、各年度における対象施設の LED 照明等が設置完了し、完了検査合格後とする。なお、設置した LED 照明等については、完了検査を待たずに使用するものとする。

(2)この仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者双方協議の上、決定する。

別紙 芽室町公共施設照明設備 LED 化工事対象施設一覧

No	実施年度	施設名	所在地
1	令和8年度	給食センター	芽室町東7条南3丁目1
2		芽室中学校(校舎分)	芽室町東6条南3丁目1
3		芽室小学校	芽室町東4条南2丁目1
4		芽室西小学校	芽室町西3条6丁目2
5		ひまわりI	芽室町東3条1丁目4
6		消防団第二分団詰所	芽室町上美生4線34-26
7		芽室消防署	芽室町東2条3丁目1
8		芽室浄水場	芽室町東3条南5丁目1
9		南平和浄水場	芽室町平和西15線33番地9
10		西工雨水ポンプ場	芽室町西11条7丁目1
11	令和9年度	総合体育館	芽室町東3条8丁目1
12		中央公民館	芽室町東3条3丁目1
13		めむろ駅前プラザ	芽室町本通1丁目19
14		健康プラザ	芽室町西3条南6丁目1
15		東工産業振興センター	芽室町東芽室北1線12-11
16		雇用促進住宅	芽室町東2条南5丁目1-2
17		図書館	芽室町東4条3丁目6-1
18		めむろ西こどもセンター	芽室町西4条4丁目1-7
19		第2汚水中継ポンプ場	芽室町西4条9丁目7
20	令和10年度	保健福祉センター	芽室町東4条4丁目5-5
21		芽室南小学校	芽室町新生南6線25
22		上美生中学校	芽室町上美生5線31-5
23		上美生小学校	芽室町上美生4線38-9
24		ふるさと歴史館	芽室町美生2線38-15
25		ふるさと交流センター	芽室町上美生4線32-19
26		じん芥管理事務所	芽室町本通8丁目1-1
27		旧アットホームめむろ	芽室町東4条南4丁目1-1
28		芽室南地区コミュニティセンター	芽室町西2条南6丁目1-7
29		東めむろコミュニティセンター	芽室町東めむろ2条北1丁目1-7
(2)		芽室中学校(グラウンド分)	芽室町東6条南3丁目1
30	第1汚水中継ポンプ場	芽室町東11条10丁目1	